

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

- 道路の区域変更 (道路課) ー
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) ー
- 宮城県海区漁業調整委員会
- まだら固定式さし網漁業の制限 二
- 流し網漁業等の制限 七
- 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限 一〇

## 告 示

○宮城県告示第千三十五号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道  
二 路線名 仙台松島線  
三 道路の区域

変更の区間

変更の前後(敷地の幅員)(敷地の延長)

宮城県告示第千三十六号  
宮城郡利府町利府字城前三番一地从先から  
同郡同町利府字城前三番三地从先まで

後	前
二八・四、 三四・〇	二八・四、 三四・〇
三五・〇	三五・〇

○宮城県告示第千三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十一年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 都市計画事業の種類及び名称

#### 1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

#### 2 名称

九・六・二号 加瀬沼公園

### 二 施行者の名称

宮城県

### 三 事業施行期間

昭和五十九年二月九日から平成二十四年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### 1 収用の部分

(一) 廃止する部分

多賀城市市川字秦社、字大久保、字六月坂及び字丸山並びに利府町加瀬字瓦崎

(二) 一部廃止する部分

多賀城市市川字金沢、字新西久保及び字後谷地並びに利府町加瀬字二本木、字東ヶ窪、字尻

合沢及び字岩井堂

(三) 追加する部分

なし

#### 2 使用の部分

変更なし

宮城県海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島瀟波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、二十トン未満の漁船を使用して行うまだら固定式さし網漁業（以下「まだら固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

平成二十一年十一月二十七日

宮城海区漁業調整委員会

会長 島 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十二年一月一日から平成二十二年二月二十八日まで

二 操業区域

石巻市網地島瀟波崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 操業期間

平成二十二年一月一日から平成二十二年二月二十八日まで

四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならぬ。

五 操業の条件及び制限

- 1 操業の届出をした者は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業の届出をした者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 操業方法は、朝さし網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留さし網（朝さし網以外の操業方法）によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。
- 4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合及び他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。
- 5 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

- 6 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 7 操業の届出をした者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

- 第一 操業の届出をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。
- 第二 操業の届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

- 第三 操業届出書及び変更届出書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第一 操業届出書及び変更届出書は、漁業法その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を申請者に交付する。

第二 届出済証の交付は、あらかじめ委員会が指定する日時及び場所において、その住所を管轄する地方振興事務所が行うものとする。

（船体の標識）

第四 委員会指示第五の2で定める標識は、様式第四号とする。

（漁獲成績報告書の提出）

第五 委員会指示第五の6の漁獲成績報告書（様式第五号）には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付しなければならない。

（届出書等の経由）

第六 第一の規定による操業届出書及び第五の規定による漁獲成績報告書の提出は、その住所を管轄する地方振興事務所を経由して行わなければならない。

(様式第1号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名  
印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届出します。

- 1 操業期間 平成22年1月1日から同年2月28日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島瀬波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 無線の有無

4 漁具の規模

km	x	張り	=	km
km	x	張り	=	km
km	x	張り	=	km

合計 張り km

5 届出理由

以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号  
この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会  
会長 畠山 喜勝 印

(A4縦)

(様式第2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名  
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船名
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A4縦)



(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

提出年月日： 年 月 日

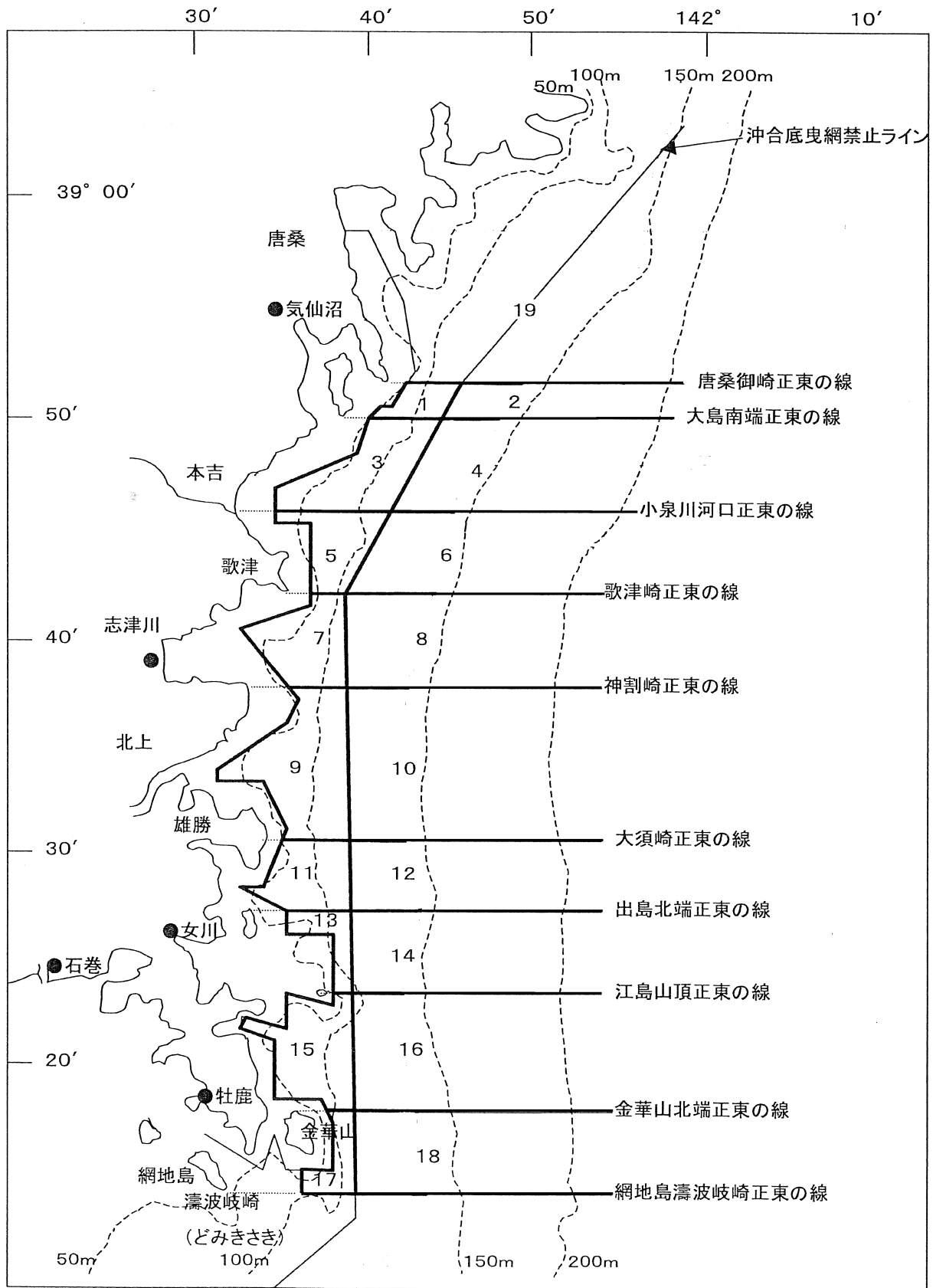
宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第	号
氏名		船名		
刺網の規模	目合： 寸 分 ( cm )	乗組員		人
	総延長： m・使用反数： 反			

年 月分

日	漁場番号	水深 (m)	数量 (kg)	尾数 (尾)	金額 税抜き (千円)	操作方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網 ・ 留さし網
2						朝さし網 ・ 留さし網
3						朝さし網 ・ 留さし網
4						朝さし網 ・ 留さし網
5						朝さし網 ・ 留さし網
6						朝さし網 ・ 留さし網
7						朝さし網 ・ 留さし網
8						朝さし網 ・ 留さし網
9						朝さし網 ・ 留さし網
10						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
11						朝さし網 ・ 留さし網
12						朝さし網 ・ 留さし網
13						朝さし網 ・ 留さし網
14						朝さし網 ・ 留さし網
15						朝さし網 ・ 留さし網
16						朝さし網 ・ 留さし網
17						朝さし網 ・ 留さし網
18						朝さし網 ・ 留さし網
19						朝さし網 ・ 留さし網
20						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
21						朝さし網 ・ 留さし網
22						朝さし網 ・ 留さし網
23						朝さし網 ・ 留さし網
24						朝さし網 ・ 留さし網
25						朝さし網 ・ 留さし網
26						朝さし網 ・ 留さし網
27						朝さし網 ・ 留さし網
28						朝さし網 ・ 留さし網
29						朝さし網 ・ 留さし網
30						朝さし網 ・ 留さし網
31						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
合計						

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域





様式第2号

流し網, はえなわ, はもどう漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に届出した内容について, 次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船名 \_\_\_\_\_ 丸(漁船登録番号 \_\_\_\_\_ )
- 2 届出した着業種 流し網, はえなわ, はもどう (届出している業種(漁業)に○印を記入する。)
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A4縦)

様式第3号

流し網漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり, 着業しましたので報告します。

所属漁協名	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	乗組員数	人	
						目合: 寸分 (mm)	反
		-	トン	馬力又はキロワット			

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
			その他	
1			計	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	経費 (千円)		経費合計 (千円)
	燃料費	人件費	

所要経費欄には, 操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についてもなるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は, 欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)





○宮城海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十一年十一月二十七日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十一年十二月一日から平成二十二年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けた者及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分

点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分